

・複数の署にまたがる場合は四国森林管理局長
・香川県は香川森林管理事務所長

令和〇年〇月〇日

〇〇森林管理署長 殿

会社・団体等の活動用
で入林する場合はその
申請者及び管理責任者
となる者の役職・名前
を追記

申請者 住所 〇〇県〇〇市〇〇〇
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇
申請者 〇〇〇〇
連絡先 〇〇課〇〇 TEL000-0000-0000
MAIL:〇〇〇〇@〇〇.〇〇.jp

高山植物等採取申請書

下記のとおり、国有林野において高山植物等を採取したいので、申請します。

記

採取箇所が複数林小班
の場合「外」を記載

- 1 採取場所 〇〇県〇〇市〇〇〇 〇〇〇国有林〇〇林班〇〇小班外
- 2 採取目的 学術研究のため
- 3 採取植物の種類 別紙のとおり
- 4 採取必要量、その理由及び採取により予想される植生への影響
別紙のとおり
- 5 採取期間 自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日
- 6 採取者
 - 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校において植物を研究する職員
 - 大学の学生で植物学を修習する者
 - 植物学を専門に研究する者
- 7 誓約事項
 - (1) 高山植物等の採取にあたっては、自然公園法（昭和第 32 年法律第 161 号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）等関係法令を遵守し、これに基づく必要な手続を行います。
 - (2) 採取を行う具体的な日時は、事前に森林管理（支）署へ連絡します。
 - (3) 採取時に、他の草木類に損傷を与えないよう十分注意します。また、植生の踏みつけを最小限にするとともに、採取跡地を整えます。
 - (4) 採取地点は、国有林野の風致の維持に影響を及ぼさない場所とします。
 - (5) 国有林野及び産物その他に損害を加えた場合は、森林管理（支）署職員の指示に従い、原状回復又は弁償金を納付します。
 - (6) 別紙、入林に際しての遵守事項を遵守します。

採取目的は学術研究に限る

採取計画書等を作成し、植生への影響が最小限となる採取数量、方法であることの根拠等も整理のうえ添付すること

複数人で採取を行う場合、各人がどの項目に該当する者かわかるよう採取名簿を作成し、また各項目に該当する者であることを証明する

※該当するものに☑を記入して下さい。

採取に係る種や採取方法について、誓約事項にある法令の制限行為である場合は、所管する行政機関に手続きのうえ、許可書等の写しを添付すること

8 添付資料

- (1) 採取者の資格が分かる証明書及び採取計画（目的の詳細）が分かる資料（森林管理（支）署が必要と認める場合に限る）
- (2) 採取者名簿（申請者の他に採取者がいる場合に限る。）
- (3) 自然公園法第 26 条第 3 項又は第 21 条第 3 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (4) 種の保存法第 10 条第 1 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (5) 森林法第 34 条第 2 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (6) 文化財保護法第 125 条に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (7) 自然環境保全法第 17 条第 1 項ただし書きに規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）